建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月５日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成24年11月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三協テック東海　中谷　悦夫　愛知県長久手市長配三丁目606番地　国土交通大臣許可（般―20）第22994号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年10月11日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月５日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成24年11月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Ｔ・Ａ・Ｇ　徳山　　実　三重県桑名郡木曽岬町大字栄284　国土交通大臣許可（般―21）第22735号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年10月16日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月５日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成24年11月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社デンソー中部　高島　雅樹　三重県津市藤方字西大田594－１　国土交通大臣許可（般・特―22）第16509号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年10月16日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月５日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年11月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エイム工業株式会社　岩崎　浩司　山口県山口市下小鯖628－３　国土交通大臣許可（般―19）第19881号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年10月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月５日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年11月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新誠建設工業株式会社　各務　　誠　岡山県津山市久米川南1257―２　国土交通大臣許可（般―23）第17046号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年10月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第１０２４号

群馬県渋川市石原56番地３
申立人　清水　敏晶
本籍群馬県太田市藤久良町64番地７、最後の住所群馬県渋川市渋川3668番地４　三愛荘、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日平成24年８月28日、出生の場所群馬県新田郡尾島町、出生年月日昭和24年７月９日、職業不詳
被相続人　亡　古谷　和雄
群馬県渋川市石原56番地３
相続財産管理人　清水　敏晶
前橋家庭裁判所

平成２４年（家）第７１３６２号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都品川区東五反田２丁目16番、最後の住所東京都品川区東五反田２丁目16番１―910号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日推定平成23年11月１日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和28年８月１日、職業不詳
被相続人　亡　折川　昭裕
事務所東京都杉並区荻窪４丁目32番３号ＡＫオギクボビル５階501号室
相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１３８７・７１６９０号

千葉市中央区千葉港１番２号
申立人　株式会社千葉銀行
東京都文京区本郷２丁目12番13号
申立人　野中電器産業株式会社
本籍東京都世田谷区代沢２丁目165番地、最後の住所東京都江戸川区西小岩５丁目11番25号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日推定平成24年４月３日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和19年７月22日、職業不動産賃貸業
被相続人　亡　居森　聰子
事務所東京都杉並区松庵１丁目２番29号宮嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１４０１号

東京都板橋区蓮根２―28―１
申立人　東京都板橋区志村福祉事務所長
本籍新潟県新潟市中央区古町通六番町979番地、最後の住所東京都板橋区相生町10番９―314号志村三丁目フラワーホーム、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成24年５月６日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和24年６月23日、職業無職
被相続人　亡　新谷　一男
事務所東京都港区虎ノ門３丁目５番１号虎ノ門37森ビル青和特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１４３６号

埼玉県三郷市岩野木207番地４
申立人　吉野　愛子
本籍東京都江東区海辺１番、最後の住所東京都江東区豊洲１丁目３番15―811号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日平成24年８月13日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和24年５月11日、職業不詳
被相続人　亡　稲見　敏子
事務所東京都港区虎ノ門３丁目16番７号ピュア虎ノ門ビル３階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子
東京家庭裁判所